

海外の裁判手続における
電子化事例調査報告資料

【事例番号 2】

シンガポール・最高裁判所

アビームコンサルティング株式会社

本資料における略称注記・凡例の定義

	略称・凡例	定義
1	EFS	正式名称: Electronic Filing System ウェブシステム「eLitigation」の前身のシステムを指す。 1997年(平成9年)に、書面の準備や申立て、受領等すべての電子化を開始してから、が導入されるまで使用されていた。2014年(平成26年)に廃止された。
2	eLitigation ¹	正式名称: Electric Litigation System 最高裁判所への訴訟手続に必要となるウェブシステムを指す。 構築業者 Crimson Logic Pte Ltd.により、2013年(平成25年)に導入された。
3	CJTS ²	正式名称: Community Justice and Tribunals System 国家裁判所への訴訟手続に必要となるウェブシステムを指す。 少額訴訟(1万シンガポールドル以下)用及びコミュニティ紛争訴訟用として2017年(平成29年)に導入された。
4	SingPass	政府機関との取引を行う際に利用される、個人専用(シンガポール人、シンガポール永住権保持者、就労許可証保持者等)の認証番号。 以下のいずれかの条件に当てはまる場合、発行されるものである。 ①2003年(平成15年)3月1日以降に15歳に達した新規に身分証明書の発行を受けた者、②中央積立基金の新規加入者、③永住者、④外国人で雇用パス・扶養パスを新たに発行された者
5	CorpPass	政府機関との取引を行う際に使用する、法人専用の認証番号。2016年(平成28年)に新たに導入された。なお、政府機関との取引を行う場合、2018年(平成30年)第3四半期から、取得が義務付けられている。
6	Service Bureau	サービスビューロー。IT機器のない弁護士や一般市民に対しての窓口。システムのプロセスを知っている職員が駐在しており、利用者はアドバイスを受けることができる
7	JOL2	正式名称: justice online ² インターネットを利用したオンライン裁判所であり、携帯電話を用いることもできる。

¹ eLitigation 「Electric Litigation System」

https://www.elitigation.sg/_layouts/IELS/HomePage/Pages/Home.aspx

"The Evolving Role of Electronic Case Management Systems Fourth Judicial Seminar on Commercial Litigation 2013", シンガポール最高裁判所

"eLITIGATION User Module", CrimsonLogic Pte Ltd

目 次

第 1 本資料の目的及び調査の概要	1
1 本資料の目的	1
2 調査の概要	1
(1) 調査対象海外事例の概要	1
(2) 手続利用者の概要	2
(3) 手続利用に必要な条件・環境	2
第 2 民事訴訟手続のIT化に向けた本事例からの示唆	3
1 e 提出に関する示唆	3
2 e 事件管理に関する示唆	3
3 e 法廷に関する示唆	4
4 IT部分における本人サポート	4
5 オンライン利用促進の取組	4
6 IT化への隘路	4
7 その他の示唆	5
第 3 調査結果詳細	7
1 訴えの提起	7
(1) 訴状の提出	7
(2) 手数料の納付	7
2 訴状の審査・口頭弁論期日の指定	9
(1) 訴状の内容確認	9
(2) 訴状の補正指示	9
(3) 第一回口頭弁論期日の指定	9
(4) 被告への訴状及び期日呼出し状の送達	9
3 第1回口頭弁論期日	10
(1) 原告及び被告の出頭	10
(2) 訴状、答弁書に基づく主張	10
(3) 証拠書類の取り調べ	10
4 争点及び証拠の整理手続	11
(1) 争点及び証拠の整理手続	11
5 証拠調べ（人証）	11
(1) 人証方法	11
6 期日調書	11
(1) 調書の記録	11
7 判決	12
(1) 判決書の作成	12

(2) 判決の言渡し	12
(3) 判決書正本の送達	12
8 情報公開.....	12
(1) 期日情報（スケジュール）の公開.....	12
(2) 期日情報（実施内容）の公開.....	12
(3) 判決の公開	12
(4) 記録の閲覧・謄写	12
9 記録の管理	12
(1) 記録の管理	13
10 証明手続	13
(1) 証明手続の方法	13
11 当事者からの照会対応.....	13
(1) 当事者からの照会対応	13
12 他の行政機関のシステムとの連携.....	13
13 デジタル弱者への対応.....	13
(1) デジタル弱者への対応	13
(2) 利用者への対応	14
14 全国展開の段取り	14
(1) 全国展開の段取り	14
15 ユーザ属性（本人若しくは代理人）	15
(1) ユーザ属性（本人若しくは代理人）	15

第1 本資料の目的及び調査の概要

1 本資料の目的

本資料は、民事訴訟手続のIT化の検討に際して、幅広いIT化の可能性を検討するため、民事訴訟手続のIT化において活用可能と考えられる海外における裁判所への訴訟手続に関する電子化事例を収集・整理するものである。

2 調査の概要

(1) 調査対象海外事例の概要

本事例では、シンガポールにおける最高裁判所への裁判手続を調査対象としている。

シンガポールの裁判所は、①下級裁判所（State Courts）と②最高裁判所（Supreme Courts）の2つに大別される。下級裁判所は、地方裁判所や家庭裁判所等、複数の専門裁判所で構成されている。一方の最高裁判所は、第一審に対する上訴や訴額が高額なケース等を審理する高等法院（High Court）と、その上級審である上訴院（Court of Appeal）で構成されている。

シンガポールでは、1998年（平成6年）から、ウェブシステム「EFS」による裁判手続のペーパーレス化を推進していた。1990年代において、この動きは世界初の試みとなり、全国的なペーパーレス訴訟のための道が開かれた。なお、この動きにより、2000年（平成8年）3月からすべての民事訴訟で、ウェブシステム「EFS」を使用した電子申請が義務づけられ³、書面での訴状は受け付けられなくなった。

「EFS」は法律を扱うIT技術としては先進的なシステムであり、弁護士が裁判所に行かずとも24時間いつでも訴訟を提起できる、どこからでもアクセスできる等の特徴があり、裁判手続の効率化、審理時間の短縮に寄与した。⁴

この流れを受け、より効果的なシステムの導入を目指し、最高裁判所では、2013年（平成25年）からウェブシステム「e Litigation」、下級裁判所では、2017年（平成29年）からウェブシステム「CJTS」を新たに導入した。

ウェブシステム「e Litigation」は、これまでの「EFS」に対し、司法と行政プロセスを調和させ、より使いやすいシステムへと改良された。ウェブシステム「e Litigation」では、電子訴状の提出のみならず、オンラインでの事例確認、当事者情報や請求情報等の確認、SMSを用いた期日管理、請求・回収情報の確認等が可能となった。⁵

このような電子化による手続の効率化が評価され、Doing Business⁶において高順位獲得につながったといえよう。

³ 「司法のIT化（電子裁判手続）について」<http://hinolaw.com/img/file3.pdf>

⁴ 「シンガポール・アメリカにおける裁判手続等のIT化」裁判手続等のIT化検討会 第2回配布資料

⁵ ホームページ

https://www.elitigation.sg/_layouts/IELS/HomePage/Pages/AboutElit.aspx

⁶ 世界銀行が毎年発表する、世界190ヶ国を対象とし、事業活動規制等に係る10分野を選定し、順位付けしたもの。

本報告では、シンガポールにおける裁判手続の事例として、当資料では最高裁判所で導入されているウェブシステム「e Litigation」に焦点を当てて整理する。

(2) 手続利用者の概要

前身のウェブシステム「EFS」時代から、手続利用者は法人が中心となっており、当時からシンガポールの法律事務所の3分の2近くで導入されていた。そのため、2018年（平成30年）5月時点におけるウェブシステム「e Litigation」の主要な利用者も、法人（法律事務所）である。

ウェブシステム「e Litigation」を利用するには、二つの方式（①Sing Pass, ②Corp Pass）を選択できたが、2017年（平成29年）3月末以降、Sing Passでのアクセスを段階的に廃止し、Corp Passへの移行が始まっている。⁷

なお、ウェブシステム「e Litigation」はウェブサイトから、個人情報を登録し、ユーザ登録することで外国人であっても使用することができる。

(3) 手続利用に必要な条件・環境

ウェブシステム「e Litigation」を使用するには、以下の環境を用意する必要がある。

ア パソコン等の機器

ウェブシステム「e Litigation」に対応したCPU、メモリ、HDD等を搭載したパソコンが必要⁸。また、必要に応じて、ワードソフト・PDF・プリンタ等を用意する。

イ インターネット環境

ブロードバンド接続ができ、ウェブブラウザ（Internet Explorer）を使用できる環境が必要。

ウェブシステム「e Litigation」はインターネット回線の種類に関係なく利用できるが、インターネット常時接続での利用を前提としている。

ウ 電子証明書

シンガポールにおいて、全ての官公庁サイトで使用できる認証番号であるSing PassあるいはCorp Passを取得しておく必要がある。⁹

⁷ 「CorpPass」シンガポール公式ホームページ
<https://www.corppass.gov.sg/corppass/common/findoutmore>

⁸ それぞれ以下の条件を上回っていることが推奨されている。

CPUがi3-530, 2.93Ghz, メモリが2GB, HDDの空き容量が10GB, 解像度が1280×800

⁹ 総務省 情報通信統計資料

第2 民事訴訟手続のIT化に向けた本事例からの示唆

1 e 提出に関する示唆

(1) 書面情報の電子化

シンガポールでは、システム導入における電子での訴状受付を開始したことに伴い、書面での訴状受付を停止している。ただし、システム導入前に手続が開始された事件のみ、紙媒体での書類等の提出を認めている。その場合は、紙媒体での提出と併せてPDF形式の電子ファイルをCD-ROMに入れて提出する。提出された電子ファイルは裁判所の職員がオンラインシステムにアップロードを行っている。

当該事例からは、日本でも同様に完全に電子提出に移行することが考えられる。ただし、その場合、デジタル弱者対策として、書面の電子化サービスを同時に整備することが必要と考えられる。

(2) 手数料の納付

シンガポールでは、裁判手続に関連して様々な手数料が必要となっており、所定の支払い方法を選択する必要がある。ただし、システム導入前に手続が開始された事件の場合は、電子化手数料はかかるない。

なお、本人訴訟の場合は、地方裁判所のサービス事務局に書面を持参し、原告が電子化手数料を負担する必要がある。

当該事例からは、書面提出を選択する当事者に対して、新たな手数料を徴収することも考えられる。ただし、この場合、デジタル弱者との公平性の観点から慎重な検討が必要である。

2 e 事件管理に関する示唆

(1) 事件情報の管理と公開

期日情報については、最高裁判所のみウェブサイトにて公開している。

なお、判決の閲覧期間は直近3か月間分とされており、ウェブシステム「e Litigation」から「CBS (Cause Book Search)¹⁰」を使用することで、ユーザは最高裁判所や家族法裁判所等の複数のデータベースを検索することができる。

一元的なデータ管理をするのであれば、当該事例のように、日本にも同様の仕組みを構築するのが望ましいのではないかと考える。

¹⁰ http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/h24_04_houkoku.pdf
2003年（平成15年）以前のデータは、サービスビューローにて購入することが可能である。

3 e 法廷に関する示唆

(1) 法廷における情報公開

ウェブ会議システムを使用した口頭弁論を実施している。システムを通じて弁護士がオンラインで裁判予約、裁判への参加、電話会議をすることが可能となっており、システムには、携帯電話からもアクセスができる。

当該事例のように、システムへのアクセスを自身の端末でも行えるよう、プラットフォームを整備することによって、システム構築コストの圧縮が期待できる。実際の法廷に行かずとも作業を進めることは、弁護士の作業時間を減らし、審理期間の短縮にも寄与すると推察する。

4 IT部分における本人サポート

(1) デジタル弱者対応

書類の電子化を行う役割をもつサービスビューローを設置している。サービスビューローはシンガポールに1か所のみ存在し、そこでは、営業時間内に持参された書類（ハードコピー）を、同日中に電子化し、裁判所に送付している。また、サービスビューロー内にある端末を使用し、国民はファイル検索や過去の訴訟関連資料の検索し、閲覧することができる。このサービスビューローはウェブシステム「e Litigation」の会員ではない法律事務所も使用している。

日本においても、段階的に電子化を進めるのであれば、このようなサポートのできる環境を用意すべきと考える。この役割があることにより、裁判所職員の負荷を減らした状態で、電子化を進めることができている。デジタル弱者の利点のみならず、裁判所職員の作業負荷軽減にも寄与すると推察され、今後の検討の一例として参考になるといえる。

(2) 窓口

窓口自体は、営業時間内（月～金：8：30～17：00 土 8：30～12：30 日祝：休み）に持参されたすべての書類（ハードコピー）を、同日の23：59までに電子化し、裁判所に送付する。

5 オンライン利用促進の取組

電子化を選択しない場合は、別途〇〇円の費用がかかることが規定されている。

6 IT化への険路

特になし。

7 その他の示唆

(1) ユーザ側利用環境

ウェブブラウザ（Internet Explorer等）を使用できる環境があれば使用可能。そのうえで、シンガポール政府の認証基盤を用いたSing PassあるいはCorp Passを用いたシングルサインオンを利用することが必須となる。

ウェブブラウザからの利用を可能とすることは、ユーザのハードルを下げ、利用率の向上につながることが期待される。

なお、認証基盤としては、当該事例と同様に、公的個人認証サービスを利用することも考えられるが、公的個人認証の取得、ICカードリーダといった手間が、普及促進の足かせとなる懸念もある。

(2) 利用時間について

定期メンテナンス時間（毎週木曜日22時～金曜日1時）を除く、24時間365日で利用することができる。利用停止期間を設けていることから、必ずしも24時間365日にこだわる必要はないものと思料する。当該事例のように、システム利用率に応じて、利用時間を制限することも考えられる。

(3) 書面申請の場合のデータ及び書面保管について

システム導入前に手続が開始された事件のみ、紙媒体での書類等の提出を認めている。なお、その場合は紙媒体での提出と併せてPDF形式の電子ファイルをCD-ROMに入れて提出する。提出された電子ファイルは裁判所の職員によりオンラインシステムにアップロードを行い、オンライン上でも管理している。

当該事例のように、書面で提出されたものも全て電子化して保存することで、一元的なデータ管理が可能になり、情報の検索性、保管コストの削減、テレビ会議等活用した遠隔地裁判の普及促進につながるものと考えられる。

(4) 送達確認について

被告への訴状及び期日呼出し状や判決書正本の送達については、オンラインでの確認や送達が可能となっている。被告への訴状及び期日呼出し状の送達については、自動的に相手方代理人へEメール、SMS等のオンラインメッセージで送達が可能である。

当該システムの利用者間では、メールや通知機能を活用して送達することが考えられる。

(5) 補正手続について

提出済み書面に対する加除訂正は、修正の種別により手續が異なる。

法律事務所等がオンライン上で実施することが可能な種別（例：FAX番号や国番号）と、裁判所の許可が必要であり、修正に係る申請をオンライン上で実施する必要が

ある種別（例：住所や性別）が存在する。

当該事例では、修正する種別によって取扱方法を分けているが、日本の場合は現状の手続を鑑みると、シンプルで統一的な手続が望ましいのではないかと推察する。

(6) システムの全国展開について

シンガポールにおいては、前身の「EFS」が適用されていた期間から、複数回の見直しを行い、更新を重ねてウェブシステム「e Litigation」が導入された経緯がある。ウェブシステム「e Litigation」導入後も法改正やユーザのニーズを考慮し、新しい機能を追加している。また、一部の手続に対し、試験的な導入を行ったうえで、本格導入へと繋げる方法を採っている。

日本においても、訴訟手続における電子化を段階的に行い、当該事例のように、試験導入から改善点を整理した上で本格展開することは有効と考える。システムの見直しについても、特に法改正のタイミングとあわせ、事前に情報収集をした上で柔軟な対応が必要不可欠になると推察する。

第3 調査結果詳細

1 訴えの提起

e 提出は、民事訴訟手続において、裁判所への訴状、答弁書、準備書面、証拠書類等の書面提出を電子的に行うことをいう。ここでは、最初のプロセスである、訴状提出に関連する事項について、シンガポールの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 訴状の提出

最高裁判所では、ウェブシステム「e Litigation」を用い、SingPass若しくはCorpPassによるシングルサインオンで各種サービスを利用して行っている。オンラインの電子フォームによる訴状の提出を可能としており、上記システムリリース以降に訴訟手続が開始した事件については、全ての書面を電子手続により提出している。

提出済み書面に対する加除訂正は、修正の種別により手続が異なる。事務的な修正（FAX番号、国番号等）は、オンライン上でフロントエンドユーザ（法律事務所等）が実施可能となるが、住所や性別の変更等は、裁判所の許可が必要なため、修正に係る申請をオンライン上で行う。

また、提出時のシステム基準時は受付日時となるが、過去日付の申請をオンライン上で実施可能である。

なお、民事訴訟であれば、本人訴訟が可能であり、地方裁判所のサービス事務局に書面を持参し、原告者が費用負担して電子化をすることも可能としている。

(2) 手数料の納付¹¹

電子化にあたり、シンガポールの裁判手続においては、システム利用に対する費用として『使用料』、特定の作業に対する費用として『手数料』が設けられ、内容毎に細かく設定されている。（一例は以下の通り。）

<使用料>

- ・月額 : 事務所に所属する弁護士の人数によって、金額が決まる。¹²
例) 1名 : 25ドル, ~5名 : 35ドル, ~9名 : 70ドル…
- ・出願料 : ドキュメント毎にかかり、提出する書類と裁判所の組み合わせで変動する。

¹¹ eLitigation HP・CJTS HP

https://www.elitigation.sg/_layouts/IELS/HomePage/Pages/SBFEES.aspx

¹²

会社全体の弁護士の数に基づくため、料金プランには、パラリーガル、書記官、管理者の数は考慮されない。法律事務所は無制限の数のユーザー・アカウントを作成し、余分な費用をかけずにこれらのスタッフにアクセスさせることが可能である。

- ・処理手数料：1ドキュメントにつき4ドル
- ・緊急出願料：ベースの出願料に対し、その16%が加算され、緊急出願とすることで、受付の優先度が高くなる。

＜手数料＞

サービスビューローで電子化した場合にかかり、こちらも細かく設定されている。

- ・最高裁判所への提出：
(当事者が提出) 13.5ドル, (他者が提出) 15.0ドル
- ・州裁判所への提出：
(当事者が提出) 8.0ドル, (他者が提出) 10.0ドル

なお、ウェブシステム「e Litigation」の使用料に関しては、法律事務所宛に毎月請求が行われる。納付額は提出書類及び受領者の数により、システム上で自動計算される。(ただし、免除若しくは納付不可の場合は選択可能で、計算されない仕組みになっている。) 手数料免除申請を出すことは可能であるが、免除可否は関連する裁判所の裁量によるところとなる。

また、文書提出時における支払いは、GIRO¹³を介す必要があり、クレジットカード払いは原本検索を行う場合のみで使用できる。Crimson Logicのフォームを調達するか、ウェブサイト上から登録パッケージをダウンロードし、GIRO機能の設定を行う必要がある

¹³シンガポール固有の口座自動引き落としの仕組み。国内のローカル銀行のみで使用でき、手数料は無料。送金予約を受け付けておいて、銀行のシステムが空いている時間に送金を行うという仕組みであり、ただし、ネット上で送金指示をしてから実際に送金が行われるまで、2~3日を要する場合がある。シンガポールでは家賃等の毎月の固定払に使用されていることが多い。

2 訴状の審査・口頭弁論期日の指定

e 事件管理は、民事訴訟手続において、事件管理（経過・期日の管理）、提出書面・証拠の一覧内容管理、判決・決定内容の管理等の事件に関する情報の管理を電子的に行うことをいう。ここでは、民事訴訟に関する事件管理に関する事項について、シンガポールの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 訴状の内容確認

裁判所のユーザは、提出した訴状のオンライン確認が可能である。

(2) 訴状の補正指示

オンラインメッセージで補正を指示（補正指示書を帳票形式で印刷可能）することやメッセージ受信に係るEメール、SMSでのアラートの送付を行うことが可能である。

修正文言を提出する際は、色分けし、書類を再提出する必要がある。

(3) 第一回口頭弁論期日の指定

ウェブシステム「e Litigation」を通じての期日管理、期日設定が可能である。

(4) 被告への訴状及び期日呼出し状の送達

Eメール、SMSのオンラインメッセージで送達し、期日を通知することが可能である。電子データをアップロードして送達することにより、自動的に相手方代理人に送達する。また、通常は裁判所の承認後に送達されるが、裁判所の承認有無にかかわらず送達するオプションも選択が可能である。

3 第1回口頭弁論期日

e 法廷は、民事訴訟手続における口頭弁論等の法廷においてＩＴを活用することをいう。ここでは、民事訴訟に関わる法廷に関連する事項について、シンガポールの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 原告及び被告の出頭

最高裁判所では、ウェブ会議システム「JOL2」を使用した口頭弁論の実施が可能である。（携帯電話からのアクセスも可能。）

会議システムにおいて可能なことの代表は以下のとおり。

- ・自動録音（録音データは公的裁判記録とみなされる。）
- ・テレビ会議システムを使用したヒアリング
- ・モニター・スクリーン等が完備されたＩＴ法廷
- ・移動式モニター装置
- ・開廷表の電子化
- ・SMSによるヒアリング時間の告知

(2) 訴状,答弁書に基づく主張

最高裁判所では、ウェブ会議システム「JOL2」を使用した口頭弁論の実施により、弁護士が事務所からリモートで対応することを可能としている。なお、口頭弁論期日における主張・証拠の提出（被告の答弁書の提出含む）については、最高裁判所において、証拠書類のアップロードによる提出を可能としている。

(3) 証拠書類の取り調べ

最高裁判所では、証拠書類のアップロードによる提出を可能としている。

4 争点及び証拠の整理手続

電子的に準備されてきた資料をもとに、民事訴訟の期日を迎えるにあたり、準備段階において、シンガポールの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 争点及び証拠の整理手続

最高裁判所では、ウェブ会議システム「JOL2」を使用した口頭弁論の実施が可能である。（携帯電話からのアクセスも可能。）最高裁判所においては、証拠書類のアップロードによる提出と確認が可能である。

最高裁判所では、ウェブ会議システム「JOL2」を使用した弁論準備手続の実施（携帯電話からもアクセス可能）をしている。

下級裁判所では、e-negotiation機能を使用したオンライン上での和解交渉が可能である。（3回交渉可能。値段等を提示し、合意に至った場合はのみ、口頭弁論は実施せず判決に至る。）なお、和解に至らない場合は、口頭弁論を行う。

5 証拠調べ（人証）

電子化を進めるにあたり、訴訟当事者や証人が法廷で尋問（主尋問・反対尋問）を受ける口頭弁論期日において、シンガポールの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 人証方法

最高裁判所にはテレビ会議用の法廷（大型プロジェクター、各座席への液晶ディスプレイ常設）及び貸出用の機材が用意されている。最高裁判所では、アップロード（提出）済みの証拠書類等の確認を行う。また、テレビ会議による証人喚問は裁判所の許可を取る必要がある。

6 期日調書

口頭弁論等において、訴訟手続などの内容や経過を公証するために、裁判所その他の機関が作成する期日調書において、シンガポールの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 調書の記録

裁判所ユーザは調書を電子媒体で作成し、システム上にアップロードをしている。電子署名法（1998年）に基づいて、すべての訴訟手続に電子承認を採用している。

7 判決

判決において、シンガポールの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 判決書の作成

裁判所ユーザは、判決書を電子媒体でアップロードする。訴訟当事者は、オンラインにて申請をすることで、判決書を入手することが可能である。

(2) 判決の言渡し

ウェブ会議システムを利用した判決の言い渡しができる。（携帯電話からもアクセス可能。）

(3) 判決書正本の送達

オンライン上で判決書正本を確認することが可能である。なお、事件番号ごとに情報をパッケージし、PDF化している。

8 情報公開

情報公開において、シンガポールの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 期日情報（スケジュール）の公開

最高裁判所では、最高裁判所ウェブサイトへの期日情報の公開を行っている。

(2) 期日情報（実施内容）の公開

最高裁判所では、最高裁判所ウェブサイトへの期日の公開を行っている。

(3) 判決の公開

最高裁判所では、最高裁判所ウェブサイトへの直近3か月間の判決の公開を行っている。なお、ウェブシステム「e Litigation」上において、終局後も3か月間は事件に関わる資料を確認できる。

(4) 記録の閲覧・謄写

最高裁判所においては、第三者による判例情報へのアクセスを可能にしている。

9 記録の管理

記録を管理するにあたり、シンガポールの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 記録の管理

最高裁判所においては、ウェブシステム「e Litigation」リリース前に手続が開始された事件のみ、紙媒体での書類等の提出を認めている。¹⁴

また、紙媒体での提出と併せてPDF形式の電子ファイルをCD-ROMに入れて提出する。提出された電子ファイルは裁判所の職員によりオンラインシステムにアップロードされる。

10 証明手続

証明手続において、シンガポールの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 証明手続の方法

ウェブシステム「e Litigation」上にて、申請手続を行う。

11 当事者からの照会対応

当事者からの照会において、シンガポールの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 当事者からの照会対応

当事者が直接ウェブシステム「e Litigation」を用いて照会するのではなく、代理人（弁護士）を介してウェブシステム「e Litigation」の情報を確認する。

12 他の行政機関のシステムとの連携

シンガポールの電子化事例では、他の行政機関のシステムとの関連性については、有益な情報は得られていない。

13 デジタル弱者への対応

デジタル弱者への対応として、シンガポールの電子化事例ではどのような工夫をしているかを確認する。

(1) デジタル弱者への対応

本人訴訟の場合、原告が費用負担する必要があるが、サービスビューローへ書面を持参することで、書面を電子化することを可能としている。（ただし、裁判所としては、弁

¹⁴ THE SUPREME COURT PRACTICE DIRECTIONS より引用。

THE SUPREME COURT PRACTICE DIRECTIONS Part XII - Electronic Filing and Service for Civil Proceedings, パラグラフ 93 (2) (2006 EDITION), シンガポール最高裁判所

護士（代理人）の選定を推奨している。）サービスビューローは複数箇所あり、サービスビューローにおいては、システムに詳しいメンバーに相談をすることが出来る。

（2）利用者への対応

各法律事務所で実際にシステムを利用するユーザとその管理者向けに、トレーニングが用意されている¹⁵。トレーニングを行うことで、メイン機能に関する知識と動かすスキルを備えられ、システムに慣れてうえで、日々の業務に実際にシステムを利用できるようになることを目的としている。トレーニングは複数種類用意されており、各トレーニングプログラムに対し、事務所内で別々のユーザに参加してもらい、事務所内でのナレッジ共有をするなどを推奨している。

また、自分で選択した裁判所にあわせて、事件毎に文書のリストと、文書カテゴリ、ケースタイプ、出願手数料および関連法規が表示されるようになっている。

1.4 全国展開の段取り

ウェブシステム「e Litigation」の全国展開にあたり、どのような変遷があつたのかを確認する。

（1）全国展開の段取り

シンガポールにおいて、電子化を進めるにあたっては以下のようない変遷があつた。

特に、「EFS」が適用されていた期間では、2000年（平成12年）に電子申請が強制されて以降、導入後も幾多の見直しの上に更新を重ねている。なお、最高裁判所では、今後、仮想法廷や電子的な和解の仕組み、電子的な口頭弁論の仕組み等を整備予定である。

・1997年：「EFS」の導入を開始。

書面の準備、申立て、受領等すべてを電子化

（「EFS」に対応している法律事務所において、デスクトップでのスマートカードによるアクセス）。

なお、訴訟の種類ごとに徐々に多少範囲の拡大を実施した。

・1998年：電子署名法公布

・2000年：電子申請の義務化

・2004年：電子訴訟に関するロードマップ策定

・2013年：ウェブシステム「e Litigation」の導入。

ウェブアプリ化を行い、シンガポール政府の認証基盤を使用したアクセスに変更した。

¹⁵ シンガポール法学アカデミーで開催され、ユーザは2日間、管理者は半日必要となる。

https://www.elitigation.sg/_layouts/IELS/HomePage/Pages/PortalFaq.aspx#href-faq-contentTag

1.5 ユーザ属性（本人若しくは代理人）

IT化を実現するにあたり、システムのユーザに属性があるか確認する。

（1）ユーザ属性（本人若しくは代理人）

ウェブシステム「e Litigation」の主要ユーザは、法人（法律事務所）である。もとより、ウェブシステム「e Litigation」はSingPass若しくはCorpPassを用いてアクセス可能であったが、2017年（平成29年）12月以降は、SingPassでのアクセスを廃止しており、CorpPassのみアクセスが許可されている。

なお、民事訴訟では本人訴訟が可能であるが、ウェブシステム「e Litigation」は法人での使用となっていることから、裁判所側は書面の電子的提出を理由に弁護士の選任を推奨している。

以上